

《12面からつづく》
保険業法の再改正法案が成立し、自主共済存続と保険医休業保障の募集再開に向けた活動が開始された。

引き続き自主共済の適用除外と休保再開に向けて尽力すると共に、保険医の生活を守る共済制度の更なる普及に努める。

(2) 人権を無視した指導・監査の強化に反対する活動

指導・監査業務が社会保険事務局から厚生局に移管されて以降、指導・監査の強化が顕著である。小泉構造改革で打ち出された指導・監査件数の目標がそのまま持ち込まれ、対象患者リストの前日通知や持参物の大幅な増加、指導時間の延長、改善報告書の提出などが実行されてきた。昨年から、新規個別指導でも再指導、自主返還が行われるなど、なりふりかまわず人権無視の指導が実施されている。協会や保団連の運動によって、「対象患者リスト」の送付日改善や弁護士帯同などで一定の前進を生み出してきたが、厚労省の審査支払機関改革論議など、今後、いっそう指導・監査の強化が予想される。

指導から会員を守り、会員の不安を解消するため指導相談室を設けるなど、これまで以上に指導対策を強める。
保険医の権利と地域医療を守るため行政手続法を遵守させ、不当・不法な人権無視の指導・監査には反対する。指導・監査の場での録音、弁護士帯同の必要性を会員に知らせていく。対象患者リストを少なくとも2週間前に通知することや指導日程の変更、持参物の削減など、指導の改善を求める。

(3) 医業税制の改悪・消費税増税と社会保障・税一体改革に反対する活動

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置や租税特別措置法26条(4段階税制)は、協会や保団連などの運動により「2011年度は存続」された。日本歯科医師会の試算によれば、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置や租税特別措置法が廃止されれば、1歯科医院あたり139万円もの増税となる。事業税の非課税措置や租税特別措置法26条の存続を引き続き求める。

国民の申告納税制度をゆがめる2011年度「税制改正大綱」にもとづく税制「改正」法案に強く反対する。

医療をはじめとする生活必需品には消費税のゼロ税率を求めるとともに、消費税増税と社会保障・税一体改革には断固反対していく。東日本大震災の復興と称して「震災復興税」(消費税)を導入する危険な動きがあるが、これにも強く反対する。

歯科医療・社会保障制度の充実を図るためには、所得再分配機能を充実させ、消費の拡大による税収増が不可欠である。社会保障や震災復興を担うにふさわしい財源は、①240兆円あまりに膨れ上がった大企業の内部留保金の一部を、正規雇用の拡大や震災復興につなげるよう税制措置を講じる②所得税における最高税率を60%に引き上げる③株式譲渡所得等の不労所得を総合課税化する④などに求めるべきである。これらを患者・国民に広く訴えていく。

(4) 海外の歯科技工物輸入に反対し、国内技工を守る活動

マスコミ報道によると輸入された中国製義歯から発がん性物質が検出され、技工士資格のない者が作成しているなど、その安全性や品質が問われている。歯科技工物は、口腔内で長期間使用されることから、品質が悪ければ、重大な健康被害につながる。しかし、輸入された歯科技工物の安全性については、輸入した歯科医師の全責任として国の責任を放棄している。



TV番組「医療どお〜ナル」の撮影風景

2009年6月から2011年3月までの放送月と放送内容

2009年6月	「守りたい!子どもの健康」
2009年8月	「どお〜ナル?日本の歯科医療」
2010年5月	「受診格差一痛くても歯医者に行けない」
2010年7月	「個人情報がない!医療から漏れるあなたのすべて」
2010年9月	「自宅で受ける歯科診療〜歯科訪問診療を知る〜」
2010年11月	「歯の健康を守りたい!〜保険で良い歯科医療の実現〜」
2011年3月	「医療から見える貧困シリーズ③子どもの虐待」

一方、国内の歯科技工所の経営は厳しいものとなっている。また、歯科技工士の低賃金、長時間、過密労働という労働環境のため、技工士学校の定員割れや25歳未満での離職率が79.0%と非常に高く、深刻な後継者不足を招いている。中国などから安価な海外歯科技工物の流入は、歯科技工士の窮状に拍車をかけ、国内技工と歯科医療の崩壊を招くことになる。

歯科技工は、歯科治療におけるもっとも大切な分野の一つであり、国内技工を守るとともに、発展させるため力を尽くす。国民に安心・安全な歯科医療を提供するために、海外歯科技工物の輸入に対する国の責任を放棄している厚労省課長通知(医政歯発第0908001)の撤回や国内で歯科医療を完結する体制の確立等を求めた海外歯科技工物の輸入禁止を求める意見書を採択するよう自治体に働きかける。また、2011年2月に出された「海外技工訴訟最高裁判決に強く抗議する」。

(5) 国民の口腔内を健康に保つため、歯科衛生士の活躍の場を増やす活動

成人の8割が歯周疾患に罹患していると指摘されていることや、誤嚥性肺炎が震災関連死や高齢者の大きな死亡原因となっている現状から、国民の健康にとって口腔ケアの重要性は、ますます高いものとなっている。こうした状況からも歯科医療において口腔ケアを専門に実施する歯科衛生士の役割は大きい。歯科衛生士の業務独占を守り、さらに歯科衛生士が専門性を発揮して活躍できるように歯科

訪問診療など歯科医療制度の見直しや地域の公衆衛生の向上を求めて地方自治体に働きかけを強める。

3、国民との協力共同を広げる取り組み

(1) 住民との協力共同を広げる「保険でよい歯科医療を大阪連絡会」の発展をめざす

昨年5月20日、住民とともに歯科医療について学び、制度の改善を目指す「保険でよい歯科医療を大阪連絡会」が発足した。連絡会は結成後、地域での歯の健康教室や高齢者集会での講演、市民向け企画、イレバ(10・8)デー・イイハ(11・8)デーにちなんだ街頭宣伝など、多彩な取り組みを行い、高齢者団体や市民団体、保育関係団体などの団体に加え、設立趣旨に賛同する個人(39団体8個人)も参加している。

歯科医療技術の保険導入や窓口負担の引き下げや低診療報酬の改善などの歯科医療の改善の実現は、多くの国民の声が必要である。連絡会は、歯科医療への住民の理解を広げ、共に歯科医療改善を求める仲間をつくる活動である。

協会は、今年40周年を迎える。記念にふさわしい年となるよう住民とのつながりの分野でさらなる発展をめざし、「保険でよい歯科医療を」の運動を積極的に進める。大阪連絡会への賛同団体や賛同者を増やす取り組みを強化し、「保険でよい歯科医療を全国連絡会」への連携を強める。

(2) 友誼・共闘団体など、各種団体との共同を強め、医療社会保障を改善する活動

保険業法再改定法案を成立させた自主共済の取り組みや子どもの無保険解消を実現した運動、各自治体での乳幼児医療費助成制度の拡充を求める運動や反核・平和運動など、大阪社会保障推進協議会や地域の社保協、他の

友誼・共闘団体と連携した大運動で大きな前進を勝ち取ってきた。引き続き社保協や友誼・共闘団体との連携を強め、社会保障改善運動、平和と民主主義を守る運動に取り組む。

(3) 社会保障としての医療の確立をめざし、保団連、大阪府保険医協会、大阪府保険医協同組合との協力・共同を強める

協会は、医科協会とともにテレビ番組「医療どお〜ナル」の作成・放映など、マスコミを使った新しい取り組みに挑戦してきた。番組放送後には、視聴者から反響が寄せられている。

4、マスコミ活用と働きかけ

今後も歯科医療の大切さや抱えている問題を広く国民に知らせる取り組みを進めるとともに、テレビや新聞など、マスコミの活用や働きかけを強める。

5、役立つ協会をつくる活動

(1) 専門家を交えた相談活動
雇用管理、税務調査、申告相談、レセプト請求上の疑問、個別指導など、日常的に寄せられる会員からの悩みに対し、協会役員・事務局と税理士や社労士、弁護士などの専門家を交えた相談体制を組み、的確なアドバイスに努めている。

今後も個別指導の強化や雇用トラブルの増加などの状況を踏まえ、さらに相談活動を充実・強化する。

(2) 日常臨床から雇用管理まで、明日から役立つ講習会の開催

歯科医療の技術や理論、制度変更など、歯